

関係機関への届出

催事開催に際し、その内容に応じて関係官庁・諸機関への届出が必要です。
当センターに概要をご相談の上、法令等で定められた届出事項や実施計画に関する必要事項について、利用者が定められた期日までに届出及び許認可の申請を行ってください。

- 関係機関への届出する申請書等の写しを当センターに提出してください。

■ 関係機関一覧

届出内容	届出機関	提出期限	電話番号
禁止行為（危険物の持込等）の一時的な解除を希望する場合	東京消防庁 芝消防署予防課査察係	10日前迄	03-3431-0119
防犯・警備について 催事当日に混雑が予想される場合	警視庁 愛宕警察署	1か月前迄	03-3437-0110
食品加工・試飲試食を行う場合 興行場に該当する場合	みなと保健所 生活衛生課東部地域食品監視係	10日前迄	03-6400-0045
酒類を販売する場合	芝税務署	2週間前迄	03-3455-0551
著作権のある音楽を使用する場合	一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)	5日前迄	03-5157-1162
保税展示をする場合	東京税関本関	貨物を「保税地域」に入れた後	03-3599-6214
動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）の 展示・販売や広告をする場合	東京都福祉保健局 東京都動物愛護相談センター	事前相談すること	03-3302-3507

[禁止行為の解除申請]

- ・ 禁止行為（裸火を除く危険物の持込み等）の一時的な解除を希望する場合は、管轄の消防署に解除申請の手続きをする必要があります。
1 催事につき1承認です。複数の解除申請を行う場合は主催者責任でとりまとめてください。

《申請に要する書類》

- ・ 「催物の開催届出書」（消防様式）添付：装飾図面（2部）
- ・ 「禁止行為の解除承認申請書」（消防様式）添付：装飾図面（2部）
- ・ 「予防管理組織及び自衛消防組織編成表」／使用状況図／機器の仕様カタログ等（2部）

[催事の防犯・警備]

- ・ 著名人の来場等で大幅な混雑が予想される場合は、予め管轄の警察署で防犯対策等の確認及び指導を受ける必要があります。

[食品・飲料の取扱い]

- ・ 食品の調理加工、試飲試食、販売等を行う場合は保健所の許可が必要です。

[酒類の販売]

- ・ 一定期間臨時に販売場を設けて酒類を販売しようとする場合には、期限付酒類小売業免許を受ける必要があります（酒税法第9条第2項）。
- ・ この期限付酒類小売業免許は、酒類製造者又は酒類販売業者が、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所において、酒類を販売できる免許です。下記の全ての要件を満たすことが必要です。
 - (1) 酒類を販売する目的が、特売又は在庫処分等でないこと。
 - (2) 販売場は、契約等により場所が特定されていること。
 - (3) 開催期間又は期日が予め定められていること。

[音楽著作権使用許諾申請]

- ・ 入場料を課金する催事、物販など営利目的の催事に該当し、音楽著作権が存続している音楽（歌や演奏、BGM、映像等）を利用する場合は、申請が必要です。

[動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）の展示販売や広告について]

- ・ 第一種動物取扱業を営まれる方は、イベント情報を掲載する前までに登録が必要です。事前に東京都動物愛護センターへ電話でご相談ください。